

HPはホームページ 区HPから、Eメールは電子申請が、PDFは申請書などのダウンロードが可 HPは、区HPで詳しい内容をご覧になれます

意見を出せる方 区内在住・在勤・在学の方、案件に直接利害関係のある方 意見提出の方法 意見書(書式自由) 住所、氏名とふりがな、電話番号、区内在勤・在

中野駅周辺計画担当/9階 (0228)89100 (0228)56100 FAX(0228)56100 「中野四丁目新北口地区まちづくり方針」の目指すべきまちの実現に向け、また、次の図書をご覧になれます。意見の提出もできます。

縦覧図書 中野四丁目新北口地区に係る都市計画道路(案)、都市計画駐車場(案)、土地区画整理事業(案)、地区計画(案) 図書の縦覧 2月7日~20日に、区役所9階都市計画担当で

information 区からの お知らせ 中野四丁目新北口地区に係る都市計画案の縦覧

中野四季の都市のまちづくりのシンポジウム説明会 中野駅周辺まちづくり担当/9階 (0228)89100 (0228)56100 FAX(0228)56100 新区役所建設予定地を含む中野4丁目の「中野四季の都市」地区。その将来像や整備の方針など、今後のまちづくりについて説明します。

会場 区役所7階会議室 ☆当日直接会場へ。手話通訳・一時保育(先着3人)希望の方は、2月6日~8日に電話またはファクシミリ(住所、氏名とふりがな、電話番号、手話通訳希望の方はその旨、一時保育希望の方はお子さんの氏名とふりがな、月年齢を記入)で、中野駅周辺まちづくり担当へ

公共サインガイドライン案への意見を募集します 企画調整担当/4階 (0228)89100 (0228)56100 FAX(0228)56100 区は、区が設置する標識や案内誘導板などの公共サインについて、誰にとっても分かりやすい表示するため、その整備や維持管理の統一基準となるガイドラインの検討を進めています。

このたび、案をまとめたので、みなさんの意見をお寄せください。 公表資料 中野区公共サインガイドライン(案) 公表場所 区HP、区役所4階企画調整担当 資料公表・意見募集の期間 2月22日必着

意見提出の方法 住所、氏名を記入して電子メール kakutyosei@city.tokyo-nakanokig.jp またはファクシミリで企画調整担当へ

中野区あんしんすまいるパック助成のご利用を 住宅政策担当/9階 (0228)56100 (0228)56100 FAX(0228)56100 「中野区あんしんすまいるパック

2月20日 午前11時ごろ 防災無線 スピーカーから 試験放送が流れます 災害対策担当/8階 (3228)8933 FAX(3228)5658

大規模な災害や武力攻撃などの緊急事態が発生した時は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により国から情報が伝達されます。 みなさんへ確実に伝えるための手段の一つが、防災無線スピーカーです。全国一斉の試験放送として、20日に自動放送が30秒程度流れます。

一定の要件に合う方は、サービスの利用時の初回登録料の助成を受けられます。要件や利用方法などについて詳しくは、住宅政策担当へお問い合わせを。

2月20日 午前11時ごろ 防災無線 スピーカーから 試験放送が流れます 災害対策担当/8階 (3228)8933 FAX(3228)5658

一定の要件に合う方は、サービスの利用時の初回登録料の助成を受けられます。要件や利用方法などについて詳しくは、住宅政策担当へお問い合わせを。

中野区議会 第1回 定例会 2月15日(金)~3月15日(金) 区議会事務局/3階 (3228)5585 FAX(3228)5693

一定の要件に合う方は、サービスの利用時の初回登録料の助成を受けられます。要件や利用方法などについて詳しくは、住宅政策担当へお問い合わせを。

一定の要件に合う方は、サービスの利用時の初回登録料の助成を受けられます。要件や利用方法などについて詳しくは、住宅政策担当へお問い合わせを。

◆一般質問放送日時(J:COMチャンネル) ☆区内のみ視聴可 3月2日(土)・3日(日)・9日(土)=午後5時~7時45分 3月4日(月)・6日(水)・8日(金)=午後6時~7時半 3月10日(日)=午後8時半~10時45分 ☆放送についての問い合わせはJ:COM中野 0120(914)000へ(午前9時~午後6時)

変更後の控除額 納税義務者の前年中の合計所得金額 配偶者控除 配偶者特別控除

平成31年度から住民税の配偶者控除・配偶者特別控除が変わります 区民税課税担当/3階 (0228)89100 FAX(0228)89100

対象の方は確認しましょう

今年度から国民健康保険、後期高齢者医療保険の「医療費についてののお知らせ」を、医療費控除の証明資料(医療費通知)として使えます

障害者控除等の対象になるケース 【問合せ先】障害者相談支援担当/1階 (3228)8956 FAX(3228)5665

国民健康保険、後期高齢者医療保険の「医療費についてののお知らせ」は、対象の方に年1回発行しています。今年度から、このお知らせを平成30年1月からの医療費通知として添付できます。

高齢者の方へ 満65歳以上の方で障害者手帳をお持ちでない方でも、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象となる場合があります。

国民健康保険では 平成29年11月~同30年10月に健康保険が適用された医療を受けた方で、同31年1月31日現在、区内在住の方が対象。通知対象期間中に75歳を迎えた方は、誕生日の前日までの分を記載。2月中旬に郵送します。

医療費控除の対象となる在宅サービス費用もあります 医師との適切な連携のもとに行われた居宅介護(身体介護を伴うものに限る)、重度訪問介護等の障害福祉サービスを受けた場合、そのサービスの費用が医療費控除の対象となることがあります。

後期高齢者医療保険では 同保険に加入している対象の方には、1月下旬に郵送済みです。 【問合せ先】後期高齢者医療担当/2階 (3228)8944 FAX(3228)5661

介護保険で控除の対象になるか確認を 介護保険料は社会保険料控除の対象になります。また、介護サービスを利用されている方は、サービスの種類によって利用料の一部が医療費控除の対象になる場合があります。